平成２０年（フ）第２２２号
茨城県稲敷郡阿見町大字掛馬1670番地
破産者　株式会社飯島工務店
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４９６号
横浜市港北区綱島西５丁目４番15号
破産者　有限会社大塚興業
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１１号
神奈川県大和市下鶴間1796番地１カサベルデＡ―102号
破産者　有限会社ＢＩＳＡプランニング
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７号
金沢市駅西本町１丁目５番27号
破産者　竹内機械株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第４６２号
大阪市中央区農人橋２丁目１番６号
破産者　大協印刷工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８５０号
神戸市灘区新在家北町１丁目１番35号
破産者　有限会社アッシュ
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４４０号
大阪府豊中市中桜塚２丁目27番８―122号
破産者　株式会社滝川商店
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９１６号
大阪市淀川区木川東３―４―18
破産者　株式会社ケンソー
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０号
大阪府東大阪市渋川町４丁目４番27号
破産者　有限会社セイビ製版
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２３３号
大阪府交野市星田１丁目９番30号
破産者　田原工務店こと　田原　真也
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６２３号
大阪府東大阪市荒本新町１番20号
破産者　株式会社メカニカルアート
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６４１号
大阪府茨木市新郡山２丁目23番201号
破産者　ユマシステム有限会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３０号
堺市西区浜寺昭和町３丁438番地の１　ユーディベルビラ203号
破産者　有限会社アルファエンタープライズ
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
大阪府高石市西取石６丁目１番２号
破産者　有限会社アトリエメイクアップ
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第４３２号
大阪府泉佐野市元町13番33号
破産者　有限会社田附豊タオル工場
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９０１号
大阪府岸和田市小松里町2008番地
破産者　株式会社ごはん工房
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１１０５号
大阪府泉南郡熊取町五門西３丁目７―11、前の本店所在地大阪府泉南市信達大苗代1125番地
破産者　有限会社ワンヒル
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１１１２号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番34号401号
破産者　株式会社アイ技建
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
大阪府泉南市新家2029番地
破産者　株式会社共進土木建設
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
兵庫県川西市清和台東１丁目１番地の47、旧本店所在地兵庫県川西市鼓が滝１丁目２番25号
破産者　株式会社シーズコーポレーション
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５９号
兵庫県伊丹市森本５丁目98番地
破産者　有限会社萩原建工
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７６号
兵庫県伊丹市西台３丁目５番28―501
破産者　日本セービング株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部